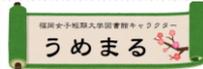


講座4「現代の図書館の動向」



福岡女子短期大学は開学58周年を迎えました

福岡女子短期大学特任教授
永利和則

1

0 はじめに



- 1955(昭和30)年生
- 図書館勤務経験21年、その内8年間は館長
- 福岡女子短期大学特任教授
- 日本子どもの本研究会副会長、日本図書館研究会評議員、日本図書館協会元理事他
- 趣味は合唱

2

1 公立図書館の姿

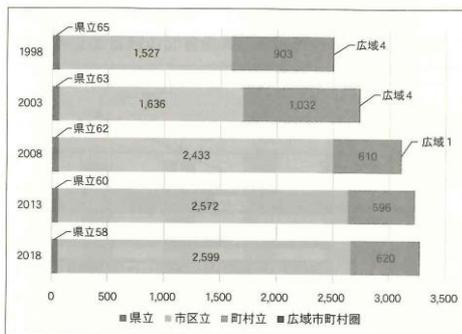
1-1 公共図書館の統計 日本図書館協会

	2022(令和4年)	⇒	2023(令和5年)	
- 図書館総数(館)	3,305	⇒	3,310	↑
- 設置率内訳(%) 市区	99.0	⇒	99.1	↑
町村	58.3	⇒	58.7	↑
- 専任正規職員数(人)	9,377	⇒	9,366	↓
【うち司書・司書補(人)】	4,987(52.2%)	⇒	4,962(53.0%)	
- 非正規職員数(人)	32,528	⇒	33,160	↑
【うち司書・司書補(人)】	18,925(58.2%)	⇒	19,441(58.6%)	
- 蔵書冊数(千冊)	463,849	⇒	466,985	↑
- 個人貸出数(千点)	623,939	⇒	632,676	↑
- 予約件数(千件)	122,189	⇒	115,032	↓
- 図書予算(万円)	2,082,165	⇒	2,133,039	↑
- 指定管理者導入(館)	642(19.9%)	⇒	-	?

3

1-2 「公立図書館に関する基礎データ『日本の図書館統計と名簿』より」 図書館雑誌 2019(令和元)年6月号

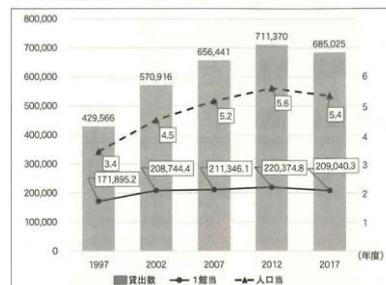
1. 公立図書館数の推移



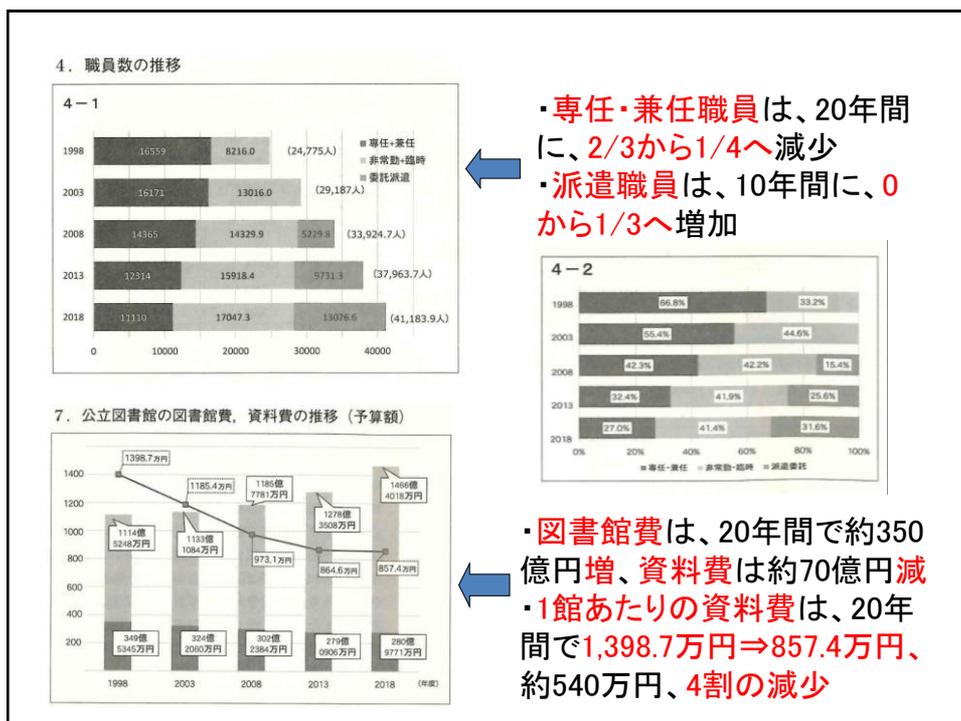
- ・貸出数は、2011年度をピークにして減少傾向が継続
- ・1館当たり、1人当たりの貸出数も減少傾向が継続

- ・平成大合併により、町
村立図書館は減り、市
区立図書館は増加
- ・毎年、図書館の設置数
は増加

3. 公立図書館の貸出数の推移



4



5

1-3 行財政改革と新たな管理・運営制度の導入

- ①1963(昭和38)年 地方自治法改正
管理委託制度(公的団体が対象)の導入⇒2005年に廃止
- ②2003(平成15)年 地方自治法改正
指定管理者制度(民間企業等が対象)の導入⇒2005年から適用
- ③1986(昭和61)年 労働者派遣法
図書館司書の人材派遣、3年ルール
- ④1980年～1990年代 民法
図書館業務の業務委託、偽装請負の禁止、委託司書の廃止
- ⑤1999(平成11)年 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
図書館の新築・改築時にPPP/PFIが導入可能かを検討
- ⑥2006(平成18)年 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律⇒市場化テスト(官民競争入札)の導入
- ⑦2017(平成29)年 地方公務員法及び地方自治法の一部改正
会計年度任用職員制度の導入⇒2020年度から適用

6

1-4 図書館非正規職員の処遇についてのお願い

日本図書館協会 2023(令和5)年5月

- ①非常勤職員、臨時職員の賃金と労働条件について、図書館職員の専門性の観点からの改善
- ②会計年度任用職員制度の制定の趣旨に即した適正な運用と、雇用更新時の任用では、公募ではなく勤務実績による能力実証で行なうこと。任用に当たっては、当該の職場で培われた知識と経験によって判断。
- ③委託業務や**指定管理者**に委ねる図書館の管理業務において、それに従事する職員の**適正な労働条件等を確保**し、図書館サービスの質の向上に資すること。地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とした公契約条例の制定。
- ④公契約条例の考え方に基づき、指定管理者の募集時における**指定管理料の算定**では、**図書館サービス水準の向上**が期待できるよう、**必要にして十分な人件費**を見込むこと。

※「会計年度任用職員に関する提言」(2022/01/24)
<https://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=6172>

7

1-5 会計年度任用職員制度の導入 2020(令和2)年4月

- 一般職、特別職、臨時的任用職員、会計年度任用職員の4種類に整理
- 会計年度任用職員**は66.1万人(+6.4%)で、フルタイムは7.3万人(11.2%)、**パートタイムは58.7万人(88.8%)**【2023年度調査】
- 図書館職員**は18,185人(2.9%)、フルタイム1,244人(6.8%)、**パートタイム16,941人(93.2%)**【2020年度調査】
- 1週間あたり「23時間15分以上31時間00分未満」の勤務が47.3%
- 会計年度任用職員制度の適正な運用等について(通知)令和5年
- ①「空白期間」の適正化、②適切な給与決定、
- ③適切な勤務時間の設定、④再度の任用について
- ⇒2024年度から非正規公務員への勤勉手当支給の制度化を通知
- ⇒1週間あたり勤務時間が37時間30分(フルタイムよりも1日15分短い)以上の職が多い。財政上で行うことに合理的理由があるか検証
- ⇒図書館職員では毎回公募31.3%、公募未実施回数等の設定50.9%
- ※**非常勤嘱託職員時代の予算を超えないように給与総額を制限?**

8

1-6 期間業務職員の適切な採用に当たっての留意点等について(通知) 人事院 2024(令和6)年6月

○公募によらない再採用を行う場合を例示
職場内の職務経験を有することにより公務の能率的な運営に相当程度資することが想定され、**公募への応募者よりも、むしろ職場内の職務経験を有する者を任用することが適当**

○会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)の改正 総務省 2024(令和6)年6月

【改正】

問6-6 令和6年6月に、国の期間業務職員について、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとする取扱いが廃止されたが、各地方公共団体において、これまでの取扱いを見直す必要があるのか。各地方公共団体においては、問6-2に記載された、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは原則2回までとする国の取扱いと同じ取扱いをしなければならぬか。

○ 国の取扱いは例示として示していたものであり、具体的取扱いについては、各地方公共団体において、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ、適切に対応されたい。

9

1-7 指定管理者制度とは

- ・地方公共団体は、**住民の福祉の増進**を図ることを基本
⇒**制度の制定は「国」、適用の可否は「地方自治体」**
- ・指定管理者制度(2003年): 法人その他の団体に**公の施設**の管理を行わせることが可能(地方自治法第244条の2第3項)
⇒「効果的に達成」: 直営よりもサービス向上が図れる?
- ・文部科学大臣の国会答弁(2008年)
⇒図書館は指定管理者制度になじまない
- ・指定管理者制度の問題点
 - ①図書館間の連携・協力、ネットワーク化の効果的整備
 - ②安定した**継続性**の維持
 - ③図書館業務に精通する職員の不在
 - ④**低賃金**での職員の雇用
 - ⑤経済的な利益を生み出さない事業への展開
 - ⑥**「無料の原則」**との矛盾

10

1-8 指定管理者導入等調査(2022年) 日本図書館協会

表3 市区町村立図書館(図書館数)

	特別区	政令市	市	町村	合計
2021年度までに導入	133	64	376	69	642
2022年度に導入予定	5	0	22	1	28

表4 2021年度までに導入した館の指定管理者の性格(図書館数)

図書館数	特別区	政令市	市	町村	合計
図書館数	133	64	376	69	642
指定管理者の性格					
① 民間企業	126	51	309	36	522
② NPO	0	2	23	12	37
③ 公社財団	0	11	27	18	56
④ その他	7	0	17	3	27

表5 各年度における導入数(図書館数)

	特別区	政令市	市	町村	合計
～2005年度	0	4	3	1	8
2006年度	0	16	26	10	52
2007年度	24	0	17	7	48
2008年度	6	4	37	5	52
2009年度	21	4	20	2	47
2010年度	21	4	25	10	60
2011年度	3	1	15	1	20
2012年度	3	4	21	5	33
2013年度	16	8	27	6	57
2014年度	2	7	22	5	36
2015年度	10	1	33	4	48
2016年度	4	2	50	2	58
2017年度	7	5	20	1	33
2018年度	1	1	19	5	26
2019年度	4	1	21	1	27
2020年度	8	0	14	3	25
2021年度	3	2	6	1	12

導入年数の内訳は、2022年度調査にもとづく。

指定管理者制度から直営に変更した図書館(21館)

茨城県守谷中央図書館、栃木県那須塩原市図書館、新潟県南魚沼市図書館、十日市町図書館、長野県飯島町図書館、愛知県新城図書館、兵庫県稲美町立図書館、島根県安来市立図書館、出雲市立大社図書館、出雲市立平田図書館、隠岐の島町立図書館、徳島県三好市井川図書館、香川県善通寺市立図書館、高知県佐川町立図書館、山口県下関市立中央図書館、福岡県小郡市立図書館、佐賀県佐賀市立図書館東与賀館、熊本県菊池市泗水図書館、鹿児島県西之表市立図書館、いちき串木野市立図書館市来分館

11

1-9 社会教育施設である公立図書館の管理・運営のあり方～指定管理者制度の視点からの一考察～(抜粋)

福岡女子短期大学紀要第86号,p1-15 2021年

○日本図書館協会が示す指定管理者制度についての考え方
・指定管理者制度を①制度上の課題、②手続き上の課題、③設置者側からの課題、④利用者側からの課題の4つの観点から整理

⇒公立図書館に指定管理者制度はなじまない

⇒指定管理者制度の下で働く一人ひとりの職員は否定しない

⇒指定管理者との共存・共生、指定管理者を排除しない方向

○ふるさと財団が示す指定管理者制度についての考え方

・3つの報告書で指定管理者制度の現状と課題を検証し、解決策を提案。ふるさと財団が具体的課題とする①指定管理期間、②インセンティブ、③発注内容の使い分け、④サービスの質・量、⑤指定管理料、⑥官民コミュニケーション、⑦業務の引継ぎ、⑧労働環境等は、日本図書館協会が指摘する①制度上の課題、②手続き上の課題、③設置者側からの課題、④利用者側からの課題と共通
⇒指定管理者制度を推進する側となじまないとする側が共通認識

12

1-10 指定管理者制度等の運用の留意事項について

総務省 2024(令和6)年4月

○2022(令和4)年以降に資材価格の高騰、賃金上昇等への対応について発出した通知等のとりまとめ

⇒地方自治法に基づく**技術的な助言**

○地方自治体における**指定管理者制度に係る課題**への対応

①指定管理者の指定(応募団体の少なさ・**一者のみの応募**)

②**指定管理料(適正な指定管理料の設定・コスト等の上昇への対応)**

・(事例1)実施協定書を毎年度締結し、指定管理料を変更している事例、福岡市

・(事例2)指定管理者制度における賃金スライド制度

(ア)賃金水準変動率の利用、横浜市

(イ)賃金水準スライド額+人件費計画額の1%相当額、札幌市

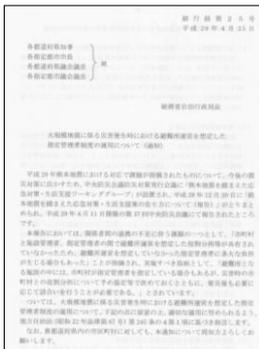
③指定管理者に対する労働法令遵守のあり方

○地方自治体における**民間委託に係る課題**への対応

13

1-11 大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について(通知)

総務省2017(平成29)年4月



1 指定管理者が管理する施設における**避難所等運営の役割分担の確認**

2 指定管理者が管理する施設を**避難所等**として利用する場合の**費用負担**

3 その他

・「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」
総務省(2022年3月)

①2021年4月現在、大規模災害時の役割分担と費用負担についての協定等は68%の施設が締結

②指定管理者が運営する公共施設は全国で77,537施設

○熊本地震での関係者間の**連携の不足**に伴う課題解決

○指定管理者の職員は、**公務災害適用外**

14

1-12 生涯学習・社会教育担当部課を設置状況の推移 2013年度～2018年度 文部科学省

表 4 生涯学習・社会教育担当部課の設置状況の推移

回答		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
都道府県	教育委員会のみ	25	22	20	19	14	13
	首長部局のみ	0	0	0	0	1	1
	両方に設置	22	25	27	28	32	33
政令指定都市	教育委員会のみ	0	0	0	0	0	0
	首長部局のみ	1	1	1	1	1	1
	両方に設置	19	19	19	19	19	19
市町村	教育委員会のみ	1,541	1,528	1,518	1,521	1,510	1,502
	首長部局のみ	38	47	52	52	55	55
	両方に設置	143	148	151	148	156	164

※平成25年度～平成30年度の「生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料」より集計

- 首長部局のみ、両方に生涯学習・社会教育担当部課を設置
・都道府県34(72.3%)、政令指定都市20(100%)、市町村219(12.7%)
- 6年間で、教育委員会のみは、都道府県25⇒13(12、48.0%減)、市町村1,541⇒1,502(39、2.5%減)
- 図書館が首長部局の場合、**学校連携・支援**での調整が複雑化
- ※教育委員会制度の変遷と社会教育のあり方について～教育委員会と首長の関係性に関する一考察～ 福岡女子短期大学紀要第88号,p39-49,2023

15

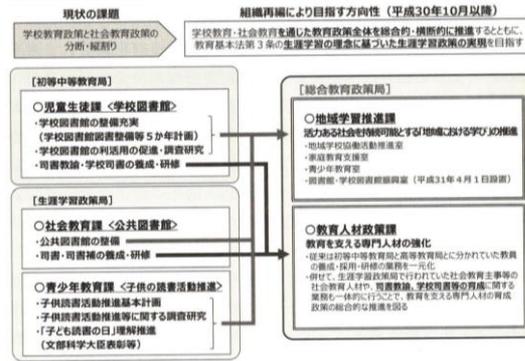
1-13 地域の自主性及び自立性を高めるための改革 の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第 9次地方分権一括法) 2019(平成31)年6月

- 公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館)について地方公共団体の判断により、**教育委員会**から**首長部局**への**移管可能**に
- 図書館法での改正部分
 - ・第8条「図書館資料の相互貸借等に関する協力の依頼」
 - ・第13条「館長、必要と認める職員等の配置」
 - ・第15条「図書館協議会の委員の任命」
 - 教育委員会⇒地方自治体の長又は教育委員会**
- 地教行法での改正部分
 - ・第23条第1項(職務権限の特例)⇒**特定社会教育機関(図書館を含む)を追加**
 - ・地教行法第32条⇒**特定社会教育機関は首長が所管可能**
- 社会教育の振興⇒**文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等⇒まちづくりやにぎわい創出**に社会教育施設を活用

16

1-14 文部科学省の組織再編 2018(平成30)年10月

・**公立図書館と学校図書館**を共に所管する**地域学習推進課**に**図書館・学校図書館振興室**を設置



○**学校教育・社会教育**を通じた**教育施策全体**を**総合的・横断的に推進**
○**生涯学習の理念**に基づいた**生涯学習施策**の実現

- 学社連携・融合は、社会教育現場の積年の課題→実現？
- 地方自治体でも図書館・学校図書館の合同が推進？
- ⇒**学校図書館**は**学校の設備**で、**校長が館長**として**管理・運営**

17

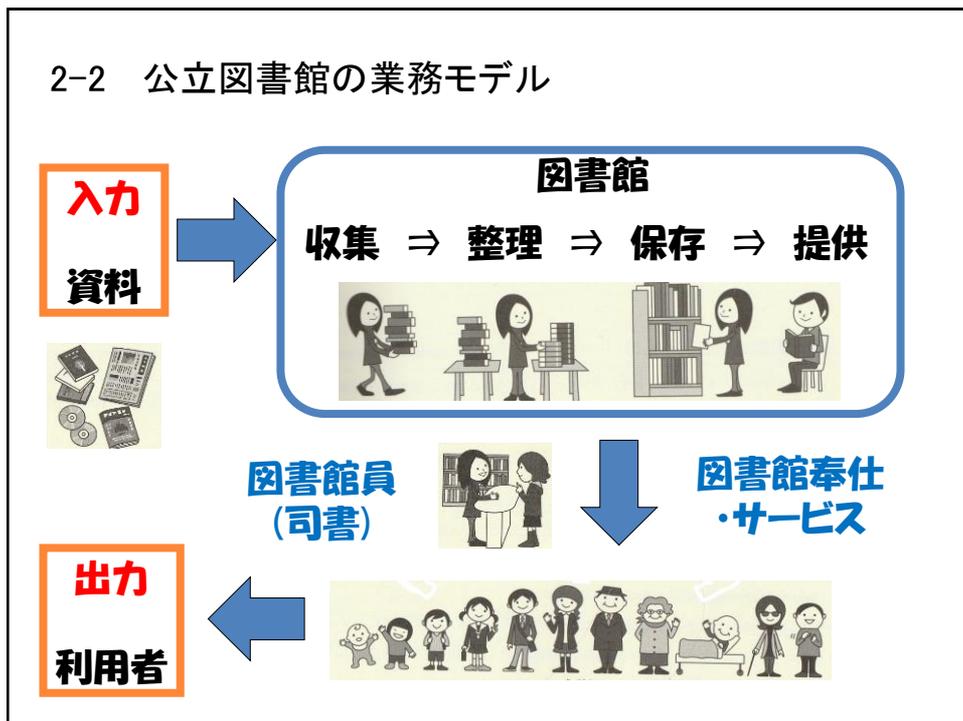
2 公立図書館の役割とサービスの変容

2-1 公立図書館の定義

- ・**教育、文化、社会的包摂、情報**の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人の心のなかに**平和と精神的な幸福**を達成するための**必須の機関** 【ユネスコ公共図書館宣言】
- ・**社会教育施設**【教育基本法】
- ・**社会教育のための機関**【社会教育法】
- ・国民の**教育と文化**の発展に寄与【図書館法】
- ・地域の**知の拠点**【教育振興基本計画(第1次)】
- ・**知識基盤社会**における**地域の情報拠点等**【図書館の設置及び運営上の望ましい基準】
- ・地域における子どもの**読書活動**の推進【子どもの読書活動推進基本計画(第5次)】
- ・地域の**課題解決**を支援し、地域の発展を支える**情報拠点**【これからの図書館像】

18

2-2 公立図書館の業務モデル



19

2-3 図書館の機能・役割

○場としての図書館

①第3の場としての機能・役割⇒社会学者レイ・オルデンバーグが提唱した「サードプレイス論」

- ・第一の場所(ファーストプレイス):家庭、自宅
- ・第二の場所(セカンドプレイス):学校、職場
- ・第三の場所(サードプレイス):公共的な場、趣味のサークル、活動グループ

・利用者による読書会、勉強会、ボランティア、図書館サポーター

②心の栄養をもたらす機能・役割

・読もうが読まないが、それは死ぬということではない。
しかし、どう生きるかというときに読書を重ねたかが問題となる。

⇒読書は心のビタミン、日常を取り戻すための図書館

・東日本大震災、熊本地震⇒情報、心の滋養、アーカイブ

○さまざまな図書館の捉え方

「本の森を散策」、ブラウジング、死者との対話、時間旅行と空間旅行、体外記憶装置、人と本・人と人を結びつける場

20

2-4 図書館奉仕(サービス)の根拠は図書館法第3条

図書館奉仕のため、(中略)おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 図書館資料の収集、提供
- 2 図書館資料の分類排列、目録整備
- 3 利用のための相談
- 4 図書館資料の相互貸借
- 5 分館等の設置、自動車文庫等巡回
- 6 読書会、研究会等の主催、開催の奨励
- 7 時事情報及び参考資料の紹介、提供
- 8 教育活動等の機会の提供、提供の奨励
- 9 学校、博物館、公民館、研究所等との連絡、協力



写真:近代日本公共図書館年表1867~2005 奥泉和久編著 2009年 日本図書館協会

21

2-5 これからの図書館像～地域を支える情報拠点、地域の課題解決～

2006(平成18)年

- 1 よびかけ
 - 1-1 地方公共団体のすべての機関の方々へ
 - ①図書館の設置者として
 - ②利用者及び連携・協力先として
 - 1-2 図書館で働くの方々へ
 - 1-3 地域住民の方々へ
 - 1-4 各種団体や機関の方々へ

2 提案 これからの図書館の在り方

2-2 これからの図書館サービスに求められる新たな視点

- (1)図書館活動の意義の理解促進、(2)レファレンスサービスの充実と利用促進、(3)課題解決支援機能の充実、(4)紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備、(5)多様な資料の提供、(6)児童・青少年サービスの充実、(7)他の図書館や関係機関との連携・協力、(8)学校との連携・協力、(9)著作権制度の理解と配慮



22

2-6 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正

2012(平成24)年12月

○主な改正内容

1 図書館法の改正を踏まえた規定の整備

- ・基準の対象に**私立図書館を追加**
- ・運営状況の**評価と結果の公表**
- ・ボランティア活動等の**機会・場所の提供**

2 図書館に対するニーズや地域課題の複雑化

- ・多様化に対する規定の整備
- ・知識基盤社会での図書館は**地域の情報拠点等**
- ・情報サービス、地域の課題に対応したサービスの充実

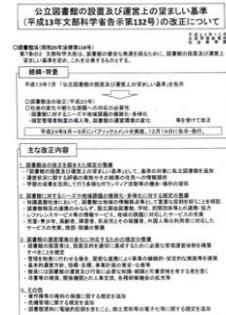
3 図書館の運営環境の変化に対応した既定の整備

- ・管理を他者に行わせる場合、**継続的・安定的な実施等の確保**
- ・館長は図書館運営及び行政に必要な知識・経験と**司書有資格**

4 その他

- ・著作権保護、危機管理、図書資料に**電磁的記録**、資料の**電子化**

○課題:数値での基準が未設定



23

2-7 図書館実践事例集～地域の要望や社会の要請に応えるために～（公立図書館）

2020(令和2)年3月



合計 126事例

○実践事例の区分

- ① 子供の**読書啓発**、子供に対するサービスの充実
- ② **バリアフリー**の取組
- ③ 様々な利用者への**サービスの充実**
- ④ 最新技術の導入、情報機器等の活用
- ⑤ **連携**
- ⑥ 地域の**課題解決**、まちづくり
- ⑦ 人材育成の取組
- ⑧ **複合化**、**空間づくり**
- ⑨ **居場所**としての機能充実
- ⑩ その他

公立図書館: https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/mext_01041.html

学校図書館: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_00768.html

24

2-8 図書館・書店等連携実践事例集 2024(令和6)年6月

- ① 図書館と書店等が連携して行う特色ある読書活動・行事
 - ② 図書館と書店等が連携した経営・運営
 - ③ 環境整備
 - ④ その他
- ・甲斐・本の寺子屋」など
合計 51事例

図書館・書店等の連携事例（事例集より抜粋）		
<p>地元書店からの購入</p> <p>鳥取県立図書館(鳥取県)</p> <p>図書館で購入する図書・雑誌などは、原則地元書店から購入している</p> <p>電子書籍についても、地元書店を通じて契約している</p> <p>4% 96%</p> <p>■ 地元書店 ■ その他</p> <p>地元書店からの購入割合 (令和4年度鳥取県立図書館)</p> <p>塩竈市民図書館(宮城県) 山形市立図書館(山形県) 白河市立図書館(福島県) 宇佐市民図書館(大分県) 等</p>	<p>地元古書店と連携した取組</p> <p>千代田区立千代田図書館(東京都)</p> <p>地元の古書店連盟と図書館が連携した展示を年に数回実施</p> <p>テーマごとに古書店をセレクトし、店舗の特徴や古書を図書館内で展示・紹介することで、図書館の来館者に古書店街や古書の魅力を伝える</p> <p>書店での図書館資料の受け取りや返却</p> <p>町田市立図書館(東京都)</p> <p>インターネットやリスト用紙で予約した市立図書館の書籍を書店で受け取り・返却ができるサービスを実施</p> <p>書店への訪問機会が増加し、児童書等の売り上げが前年同月比1~2割増となった</p>	<p>図書装備の工夫</p> <p>幕別町図書館(北海道) 瀬戸市立図書館(愛知県)</p> <p>地元書店から購入した図書の装備を福祉事業所において実施</p> <p>図書館でのレクチャーの様子(幕別町)</p> <p>市立留萌図書館(北海道)</p> <p>地元書店から購入した図書の装備を書店を応援する地域のボランティアが実施</p>
<p>書店と連携した読書活動</p> <p>鳥根県立図書館(鳥根県)</p> <p>●学校司書研修とブックフェアの同時開催 図書館が実施する学校司書研修にあわせて、書店が主催するブックフェアを開催 研修の日程に合わせて開催することで、一定の参加者が見込め、図書の販売につなげていく</p> <p>豊田市中央図書館(愛知県)</p> <p>●書店での読み聞かせ活動 書店で開催されている読み聞かせで図書館の本を活用 図書館と書店が資料や人を交えて連携することで、それぞれの利用者が行き来する流れができた</p> <p>鹿児島市立天文館図書館(鹿児島県)</p> <p>●スタンプラリーの実施 図書館周辺にある古書店と連携してスタンプラリーを実施</p>		

文部科学省:https://www.mext.go.jp/content/20240604-mxt_chisui02-000036141-00-2.pdf
 日本図書館協会:書店・図書館等の連携による読書活動の推進について
https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/Taiwano_ba/matome.pdf

25

2-9 書店振興プロジェクトチーム 2024(令和6)年3月

- 経済産業省では、街中にある「書店」は、多様なコンテンツに触れることができる場であり、創造性が育まれる文化創造基盤として重要であるという認識、書店振興プロジェクトチームの設置
 ⇒関係者へのヒアリングから「関係者から指摘された書店活性化のための課題(案)」を公表、29の書店特有の課題のうち図書館に
 関係する課題を4つ提示
- ①公共図書館の複本購入による売り上げへの影響
 - ②公共図書館での新刊貸出による影響
 - ③地域書店による公共図書館への納入
 - ④図書館の納入における装備費用の負担
- 書店経営者向け支援施策活用ガイド:書店で活用可能な中小企業庁の支援策を整理したガイドブックを作成
- 全国書店ヒアリングでの声:地域経済産業局が全国の約30店舗の書店にヒアリングし、まとめた資料

経済産業省: <https://www.meti.go.jp/press/2024/10/20241004002/20241004002.html>

26

2-10 「書店・図書館等関係者における対話の場」で出版界と図書館の対立を超えた論議 2024(令和6)年4月

図書館 vs. 出版界にデータの一石 朝日新聞 2024.11.18

新刊売上部数や貸出状況：関係を分析



大場博幸・早大教授
不況の要因を図書館に求めた出版業界の認識をたらし、同時に、書籍市場への関心を払わずにきた図書館界にもデータを突きつけた格好だ。

「無料貸本庫」とも出版界から書かれてきた図書館は、本当に書籍市場の需要に追い打ちをかけているのか。表題を掲載したデータ分析によって明らかにした著作書が注目を集めている。著者の大場博幸・日本大学教授（図書館情報学）は「出版界と図書館の対立を超越した議論の起点になれば」と話す。

4月に刊行された「日本の公立図書館の所蔵・価値・中立性・書籍市場の関係」（朝日新聞）は、20年間の研究成果をまとめたもので、利用者の需要にのっとって書かれているが、排除された優先される要素は、意見対立のあるテーマの本の扱われ方は、なほ幅広い。

市場後退し論争
中でも関心が高いのが、昨年6月に論文が発表された「書籍市場との関係」。公立図書館は1970年代から90年代、利用者満足度を重視して本を貸し出す試みが広がった。リクエストが多い本は複製される。複製本と呼ばれるサービスも進んだ。一方、書籍市場は96年をピークに後退。ほとんく起きたのが2000年代初期の「無料貸本庫論争」だった。

図書館界には複製本の購入抑制の動きも現れ、日本図書館協会などは調査を推進して過度の複製購入を否定した。だが出版業界の不満

大場さんの研究は「議論の広げに必要」との考えから始まったもの。書籍市場の需要、主として価格と複製数を考慮し、公立図書館の平均的な所蔵傾向について統計解析を試みた。これまで難しかった書籍の販路データも、19年4・5月の新刊書籍の所蔵・貸出と書店・出版界が懸念を示す2月開月（2024年）の所蔵・貸出データと照らし合わせた。だが4月に出た「またゆめ」では、冷静な議論を促す「またゆめ関係者間0・06冊の売上数減少が見込まれた。貸出も、前月の1冊増に引き均0・08冊減とわかった。

一方、一方で一部の所蔵がある32誌は、所蔵が1冊増えたと発表。0・27冊減、貸出も1冊増加で0・19冊増となる。「新刊市場へのマネスの影響は、平均的な書籍で非常に小さい。ただ本は、より一冊あたりの需要が高い本に傾く。影響は決して小さくない」（大場さん）

大場さんは言う。「複製の根柢は社会全体の本質。本の複製を育てる方法をもとに考える時です。」

ともに、対策を
大場さんは昨秋から文部科学省が関わった「書店図書館等関係者における対話の場」の運営を務めた。また、書店を支援する市民会の議員連盟が出した提言を受けて始まった会合だった。書店、出版社、著者、公立図書館の関係者十数人が参加し、3月まで4回にわたった議論では現状と課題を報告。貸本および図書館の所蔵・貸出と書店・出版界が懸念を示す2月開月（2024年）の所蔵・貸出データと照らし合わせた。だが4月に出た「またゆめ」では、冷静な議論を促す「またゆめ関係者間0・06冊の売上数減少が見込まれた。貸出も、前月の1冊増に引き均0・08冊減とわかった。

ただした認識「議論の起点になれば」

2-11 第4期教育振興基本計画 2023(令和5)年6月

○計画のコンセプト

I 2040年以降の社会を見据えた**持続可能な社会**の創り手の育成

- ①自らが社会の創り手となり、持続可能な社会の維持・発展
- ②活力ある社会の実現に向けた「人への投資」
- ③Society5.0で活躍する人材の育成

II 日本社会に根差した**ウェルビーイング**の向上

- ①多様な個人の幸せや生きがい、地域や社会の幸せと豊かさ
- ②学校や地域でのつながり、自己肯定感などを育む
- ③日本発の調和と協調に基づくウェルビーイングを発信

○教育政策に関する基本的な方針

- ①学び続ける人材の育成
- ②共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④**教育デジタルトランスフォーメーション(DX)**の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基礎整備・対話

2-12 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

2023(令和5)年3月

○基本的方針

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

○推進方策

Ⅲ 学校等

- ・多様な子どもたちの読書機会の確保
- ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ・子どもの視点、・司書教諭、学校書の配置の促進

Ⅳ 地域(図書館)

- ・多様な子どもたちの読書機会の確保
- ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ・子どもの視点、・司書等の配置の促進

29

2-13 図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議

2024(令和6)年12月

○設置の趣旨

・人口減少・少子化の深刻化、デジタル化、グローバル化の進展等により将来の予測が困難な時代、図書館・学校図書館は積極的な役割を果たすことが要求

⇒図書館・学校図書館の現状や課題を把握・分析し、運営の充実に向けた検討

○検討事項

- (1) 学校・家庭・地域の連携による社会全体⇒読書環境の充実
- (2) 読書バリアフリー法の制定やICTの急速な発展等の社会変化を踏まえた図書館及び学校図書館の運営やサービス等
- (3) 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応
- (4) その他、図書館・学校図書館の運営の充実

○実施期間 2024年10月～2026年3月

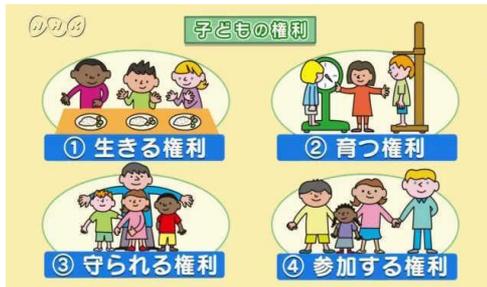
○有識者会議委員 23名(座長 秋田喜代美)

30

2-14 こども基本法

2022(令和4)年6月

○こどもの権利の擁護、こども施策の推進
⇒こども家庭庁の設置(2023年4月)



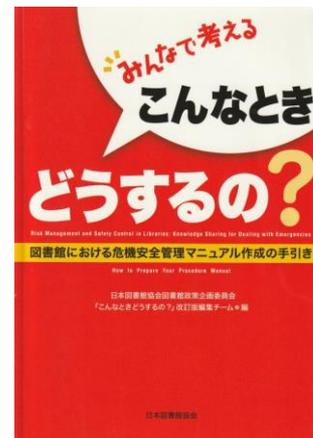
○日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**すべてのこどもが**、(中略)その権利の擁護が図られ、将来にわたって**幸福な生活を送ることが**できる**社会の実現**を目指して、(中略)こども施策を総合的に推進することを目的とする。

○こども施策は、6つの基本理念をもとに行わなければならない。
2 **すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利**が守られ、**平等に教育**を受けられること。
○こども施策に対する**こども等の意見**の反映(**意見表明権**)
○こども施策に関する大綱、都道府県・市町村こども計画の策定

31

2-15 危機管理

- ・図書館という場≠「安全な場所」、
「聖なる場所」
- ・**図書館という場=「一般社会の縮図」**
- ・「マニュアル」の作成
⇒多方面から素材を集めて検討し、
検証して独自のものを作成
⇒作成作業それ自身が危機発生時の
机上訓練、**作成プロセスが大切**
- ・災害時の対応
⇒各自治体の**防災計画・水防計画等**
の確認
- ・日本図書館協会図書館災害対策委員会による災害・被害の情報収集、支援・
助成活動、防災意識の啓発活動など



・日本図書館協会図書館経営委員会危機・安全管理特別検討チーム編 2014年発行

※ホームページアドレス:<https://www.jla.or.jp/committees/tabid/600/Default.aspx>

32

2-16 認知症施策推進基本計画と認知症にやさしい 図書館ガイドライン

2024(令和6)年

○共生社会の実現を推進するための認知症基本法(2024年1月)
・認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、**相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)**の実現を国・地方が一体となって推進

○認知症施策推進基本計画(2024年12月)

①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

・基本施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、**認知症の人や家族等と共に推進**として、12項目を設定

⇒①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、
④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、
⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

○「認知症にやさしい**図書館ガイドライン**」(第1版)
超高齢社会と図書館研究会



33

2-17 つくるを支える 届けるを贈る 「がん情報ギフト」 プロジェクト

国立がん研究センター 2017(平成29)年7月



○「がん情報ギフト」プロジェクト

①ウェブサイト「**がん情報サービス**」の**科学的根拠**に基づいた「**確かな**」「**わかりやすい**」「**役に立つ**」**がんの情報提供**

②がんの情報を**全国の図書館に寄贈**すること

○「がん情報ギフト」寄贈館(71館:2024年11月現在)

・福岡26、佐賀8、長崎11、熊本13、大分8、宮崎8、**鹿児島14**、**沖縄18**



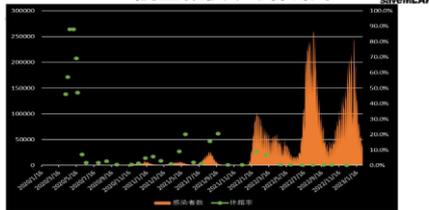
鹿児島県立図書館

34

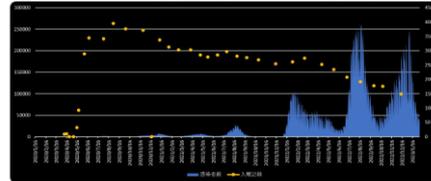
2-18 新型コロナウイルス感染症の影響による図書館の動向調査の年次報告 saveMLAK 2024年6月23日

○2020年4月8日のカーリルによる動向調査を4月17日からsaveMLAKが調査を引継、2024年1月の第37回まで調査を継続、
⇒2020年13回、2021年11回、2022年8回、2023年2回、2024年1回
○調査方法は、全国の図書館等の中央館の動向をウェブサイトの情報から、休館の状況を「目視」で調査、調査主体は「有志」
○調査項目は、休館の有無、休館理由、休館期間、入館記録の有無、ウェブサイト・蔵書検索の状況、その他COVID-19に関連した活動、参照したウェブサイトはアーカイブとして記録

2020-2024の調査概要(1)休館率



2020-2024の調査概要(2)入館記録



35

2-19 公共図書館 電子図書館サービス実施図書館 電子出版制作・流通協議会 2024年10月1日現在

○電子図書館サービスの導入

① ●導入自治体 579自治体 / 1,788自治体(32.4%)

●利用可能な人口 8,288万人 / 12,614万人(65.7%)

●利用可能な図書館 1,682館 / 3,305館(50.9%)

② 播磨(兵庫)・菊池・玉名(熊本)・有明(福岡、熊本)・信州(長野)・比企(埼玉)・ミライon図書館(長崎)・沖縄(沖縄)・しあわせ・遠賀・くるめ(福岡)・つやま・おうち(岡山)の13地区が広域

③ 393自治体(67.90%)がTRC-DL等

○2020年～2022年のコロナ禍には、143自治体から461自治体に導入が急増、その後も導入は続くが、広域連携での導入に変化。

⇒新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

⇒デジタル田園都市国家構想交付金・デジタル実装タイプ(図書館DXによる読書活動推進事業)

○九州地区での導入自治体数:

福岡41、佐賀2、長崎6、熊本18、大分6、宮崎4、鹿児島5、沖縄25

36

○導入における**利用者のメリット**

- ①非来館サービス、②文字拡大機能、③文字の音声読み上げ、④文字と地色の反転、⑤オーディオブック、⑥多言語電子書籍(215万タイトル、130言語、TRC-DL)、⑦マルチメディア機能、⑧フォントの選択、⑨検索機能、⑩プリントアウト

○導入における**図書館のメリット**

- ①図書館サービスのアクセシビリティ対応、②貸出・返却・予約業務の自動化、③汚破損・紛失の回避、④書架スペース問題の解消、⑤貴重図書・禁帯出本の利用と劣化防止

○導入後の**課題**

- ①ライセンス使用料やバージョンアップの予算は確保できるか
⇒ **広域導入は解決策?**
 - ②費用対効果に勝る電子図書館の付加価値を見出せるか
⇒ **読書バリアフリー、福祉行政の観点**
 - ③提供できる**コンテンツの質、数と価格**は大丈夫か
 - ④小・中・高校等での**タブレット活用**に結びつか
 - ⑤デジタル難民への**情報アクセス権の保障**はできるか
- 電子出版制作・流通協議会:https://aebs.or.jp/Electronic_library_introduction_record.html

37

2-20 GIGAスクール構想支援体制整備事業(2025年度)

◎現状と課題

○1人1台端末の日常的な利活用、デジタル教科書、CBTの導入
⇒①**推奨帯域を満たしていない学校は8割、②ネットワークアセスメントの未実施が6割、③通信ネットワークの着実な改善、④**GIGAスクール構想第2期を強力に推進**するための**基盤整備が急務****

◎事業内容 令和6年度補正60億円、令和7年度5億円

- ①**学校の通信ネットワーク速度の改善**
- ②**次世代校務DX環境の全国的な整備**
- ③**学校DXのための基盤構築**

GIGAスクール構想支援体制整備事業



38

3 公立図書館の障害者サービスと著作権

3-1 図書館利用に障害のある人とは?

○図書館利用に障害のある人:障害は人ではなく**図書館にある**という考え方、障害者を心身の機能の障害のみに捉えるのではなく、日常生活または社会生活において心身の機能上の制限を受ける者

①**身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能に障害がある者(難病に起因する障害を含む)**

②**高齢者で利用に障害のある人**

③**入院患者**

④**寝たきり状態の人**

⑤**施設入所者**

⑥**妊婦、病気や怪我による一時的な障害状態者**

⑦**外国人、日本以外の文化的背景をもつ日本に居住する人**

⑧**乳幼児とその保護者**

⑨**デジタル情報にアクセスできない人**

⇒利用者群に細分化し、最適な図書館サービスを提供することが効果的、①から⑨までは独立した状態とは限らない

39

3-2 障害者差別解消法

2016(平成28)年

○「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」(2006年採択、2014年効力発生):**障害者の人権及び基本的自由の享受を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的、障害者の権利実現のための措置などについて定める条約**

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(2016年施行):**障害者を含むあらゆる人が社会で平等に生きていくことを社会自らが保障することを目的、公的機関には障害者への「合理的配慮」の提供が義務化、障害を理由とする差別の禁止**
⇒**障害者と健常者を平等に扱うこと、障害者の事実上の平等を促進し、達成するために必要な特別の措置は不当な差別的取り扱いにはあたらない**

○図書館での障害者にかかわる**幅広い運営に大きな影響**

○図書館サービスは社会教育の立場であるが、**地方自治体の行政全体として福祉行政部門もカバーする必要がある**

40

3-3 著作権法の改正 障害者の情報利用の機会の確保

2009(平成21)年

3. 障害者の情報利用の機会の確保 (37条3項、37条の2等)

○インターネットの発達等により、健常者は多様な情報に簡単にアクセスすることができるようになる一方、障害者はそのような情報にアクセスすることが難しく、情報格差が拡大。
○「障害者の権利に関する条約」においても、「知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適当な措置をとる」と規定。

改正前の著作権法では、点字図書館による録音図書や、関係福祉施設による放送番組のリアルタイム字幕の作成・送信など、主体や範囲が限定されている。

法改正の内容	
改正前	改正後
○主体が点字図書館等に限定。	○主体を公共図書館にも拡大。(※政令で規定)
○録音図書の作成や、放送番組のリアルタイム字幕の作成・送信等、限られた行為のみが可能。	○デジタル録音図書(デジジー図書)等の作成や、映画・放送番組への字幕・手話の付与等、幅広い行為が可能に。
○視覚障害者、聴覚障害者のみが対象。	○発達障害者等も広く対象に。

障害者も健常者と同様に多様な情報へのアクセスが可能。

○図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン 日本図書館協会等(2010年)

41

3-4 著作権法の改正

②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備

③障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備

2018(平成30)年

②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備(第35条等関係)

・ICTの活用により教育の質の向上等を図るため、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、許諾なく行えるようにする。

〔【現在】利用の都度、個々の権利者の許諾とライセンス料の支払が必要
【改正後】ワンストップの補償金支払のみ(権利者の許諾不要)〕

③障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備(第37条関係)

・マラケシュ条約[※]の締結に向けて、現在視覚障害者等が対象となっている規定を見直し、肢体不自由等により書籍を持っていない者のために録音図書の作成等を許諾なく行えるようにする。

(※)視覚障害者や判読に障害のある者の著作物の利用機会を促進するための条約

〔【現在】視覚障害者や発達障害等で著作物を視覚的に認識できない者が対象
【改正後】肢体不自由等を含め、障害によって書籍を読むことが困難な者が広く対象〕

42

3-5 視覚障害者等による著作物の利用機会促進 マラケシュ条約

2019(平成31)年1月

視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約

背景

- > 2009年:世界知的所有権機関(WIPO)において条約案の交渉開始
- > 2013年6月:マラケシュにおいて本条約の採択
- 2016年9月30日:本条約の発効(発効要件20か国)
- > 2018年3月1日現在:35か国(豪州、ブラジル、カナダ、インド、韓国、ロシア等)が締結

著作権の保護と障害者による利用機会の促進

国際的枠組み(ベルヌ条約、TRIPS協定、WIPO著作権条約)

表現の自由、教育を受ける権利、研究を実施する機会

主な内容

- ◆ 視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、各国の著作権法において、視覚障害者等のために**利用しやすい様式の複製物**(点字図書、音声読み上げ図書等)に関する**著作権の制限又は例外を規定する**(第4条)
- ◆ 各国の**権限を与えられた機関**(点字図書館等)が作成された**利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換**することを可能とする(第5条)
- ◆ **権限を与えられた機関間の情報交換や支援**を通じて作成された**利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するための協力**を行う(第9条)

早期締結の必要性

- 我が国の視覚障害者等による国内外の著作物の利用の機会を更に促進する。
- 視覚障害者等による著作物の利用の機会の促進に関する国際的な取組に貢献する。

利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換(例)

A国

「権限を与えられた機関」(点字図書館等)

点字図書、音声読み上げ図書等の提供

視覚障害者等

⇄

B国

「権限を与えられた機関」(点字図書館等)

点字図書、音声読み上げ図書等の提供

視覚障害者等

・一冊の本を点字化するためには多大な時間と労力を要するが、既に他国で作成されている点字書籍を利用できるようにすれば、視覚障害者等へのより多くの著作物の提供が可能。

43

3-6 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)

2019(令和元)年6月

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法) 概要

目的(1条)
視覚障害者等(一)視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、複製による複製が困難な者)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が幅広く読書を通じて、大字・点字・拡大の書状を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念(3条)
アクセシブルな電子書籍等(デジタル図書・音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック等)が視覚障害者等の読書性の向上に寄与することにより、その普及が図られること、視覚障害者等の読書環境を整備し、アクセシブルな書籍(点字図書、拡大図書)が提供されること、アクセシブルな書籍、電子書籍等の普及の促進、質の向上が図られること、視覚障害者等の読書環境の整備、促進に広く貢献がなされること。

国、地方公共団体の責務(4条、5条)
国は、視覚障害者等の読書環境の整備に関する施策を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(6条、7条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(8条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(9条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(10条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(11条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(12条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(13条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(14条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(15条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(16条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(17条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(18条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(19条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

国及び地方公共団体の責務(20条)
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の責務を総合的に策定し、実施し、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を実施し、実施を促進し、実施を支援する。

目的:視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
提供:アクセシブルな電子書籍等(デジタル図書・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等)、アクセシブルな書籍(点字図書・拡大図書等)
施策の策定と実施:国は義務、地方公共団体は努力義務

44

3-7 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(読書バリアフリー基本計画) 2020(令和2)年7月

○基本的な方針(～2024年度)

- 1 アクセシブルな**電子書籍等の普及**、アクセシブルな**書籍の継続的提供**
 - 2 アクセシブルな**書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上**
 - 3 **視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮**
- 地方公共団体では読書バリアフリー計画策定が必要**



○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会
 ・2023(令和5)年7月の会議から「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」の見直しを検討、2025(令和7)年3月には第二期(令和7～11年度)を策定予定

3-8 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況 2023(令和5)年

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況 概要

I 令和4年度視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況について
 調査対象：都道府県、指定都市、中核市(計129、回答率100%) 調査時点：令和5年2月1日現在

1. 計画の策定について

(1) 策定状況 回答者の割合が策定済、策定作業・検討中

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 既に策定済み	13	3	7	23
2. 現在策定作業中	7	3	4	12
3. 策定に向けて検討中	22	9	11	42
4. 策定する予定なし(未定も含む)	5	7	40	52

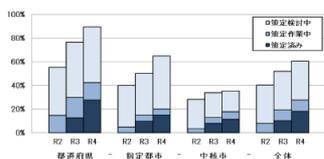
(2) 策定期限【1(1)で1～3と回答した場合】

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. ～令和2年度	5	2	4	11
2. 令和3年度	6	0	2	8
3. 令和4年度	5	3	3	9
4. 令和5年度	10	2	6	18
5. 令和6年度～	8	4	4	12
6. 未定	10	4	3	17

(3) 計画の位置づけ【1(1)で1～3と回答した場合】

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 単独の計画として策定	13	2	3	18
2. 障害者政策の計画の一部に位置づけ	15	4	11	30
3. その他の計画の一部に位置づけ	6	2	4	12
4. 未定	8	5	4	17

1. 計画の策定状況の推移(%)



○都道府県、政令指定都市、中核市(計129)の状況

- ①策定済み 17.8%
- ②作業中 9.3%
- ③検討中 32.6%
- ④予定なし 40.3%

- ・策定期限未定 22.1%
- ・単独計画 23.4%
- ・障害者政策の計画の一部 39.0%

⇒鹿児島県読書バリアフリー計画[2024]、第5次鹿児島市障害者計画[2023]

※計画の必要性、緊急性、実行性、重要性、独自性に疑問?

3-9 9種類の障害特性と11種類のサポート方法

読者の障害特性とサポート方法の相関図	全盲	盲視	ろう	難聴	知的障害	肢体不自由	病弱	自閉症 スペクトラム	ディスレクシア (読字障害)
単独読みの補助 読み・読み進め、 分がも書字など			○						○
代読・音声化 対面朗読、録音図書、 音声ガイドなど	○	○							○
拡大化 拡大コピー、 大きな文字の本		○	○	○					○
レイアウト変更 文字数・行数の変更、 縦横レイアウトの単純化									○
デジタル化 電子データ、電子ブック	○	○	○	○	○	○	○	○	○
文字・音声・画像情報の 活用 マルチメディアDAISYなど	○	○	○	○	○	○	○	○	○
リライト やさしい読みかた(ブレイク)、 字下げ									○
字基、要約筆記									○
手話・サイン			○						○
触覚情報への変換 点字、点字、さわる絵本、 立体装幀など	○	○							○
絵記号・絵文字化 ピクトグラムなど									○

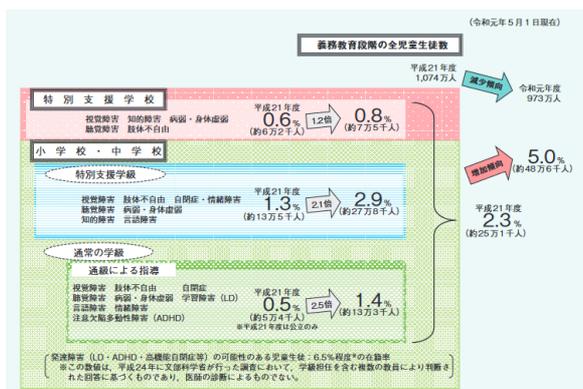
○対面朗読、録音図書、大活字本、拡大読書器、テキストデータ、LLブック、
マルチメディアDAISY、点字図書、さわる絵本、布の絵本、ピクトグラム

47

3-10 特別支援教育の現状 2020(令和元)年



野口武悟編著 2010年



- ・特別支援学校:約 14.5 万人(令和2年)
 - ・特別支援学級:約 30.2 万人(令和2年)
 - ・通級による指導:約13.4 万人(令和元年)
 - ・発達障害の可能性のある児童生徒(平成24年):推定値 6.5%
- 合計 58.1万人(6.0%)

48

3-11 図書館関係の権利制限規定の見直し～著作権法第31条関係～ 文化庁 2021(令和3)年5月

図書館等公衆送信補償金制度の概要 (令和3年改正、令和5年6月1日施行予定)

【現行制度・課題】
 ・国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等は、**利用者の調査研究の用に供するため**、図書館資料を用いて、**著作物の一部分**（「半分まで」というのが一般的な解釈・運用）を複製・提供（郵送を含む）することが可能。
 ⇒ **メールなどでの送信（公衆送信）は不可**
 ⇒ デジタル・ネットワークを活用した簡易・迅速な資料の入手が困難

【改正内容】
 ・権利者保護のための厳格な要件の下で、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、**利用者の調査研究の用に供するため**、図書館資料を用いて、**著作物の一部分**（厳格な要件を満たす範囲に限定）を**メールなどで送信することができる**ようにする。
 ・公衆送信を行う場合には、**図書館等の設置者が権利者に補償金を支払う**ことを求める。
 （※）実際上、補償金はコピー代や郵送料と同様、基本的に利用者（受益者）が図書館等に支払うことを想定。
 （※）補償金の徴収・分配は、文化庁の指定する「指定管理団体」が一括して行う。
 補償金額は、文化庁長官の認可制（個別の送信ごとに課金する料金体系、権利者の逸失利益を補償できるだけの水準とする想定）



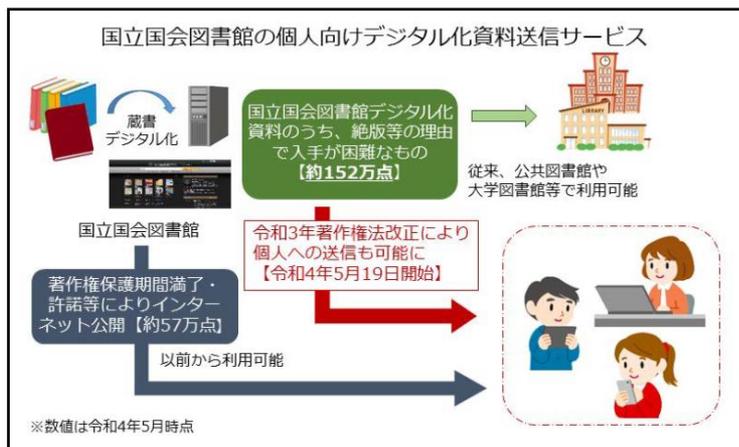
○補償金の額は、1冊あたり500円を最低

※一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会(SARLIB・サーリブ)が、図書館等から公衆送信補償金を收受、特定図書館登録の受付⇒2025年1月22日から開始

○遠隔地の利用者へメール添付で著作物の一部分を送信することによって著作権者・出版者が受ける不利益を補填する補償金制度
 ○図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン
 (2023年5月30日制定、8月30日修正)

49

3-12 図書館関係の権利制限規定の見直し(国立国会図書館)～著作権法第31条関係～文化庁 2021(令和3)年5月



※国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難なものが対象⇒2022年5月19日から開始

50

3-13 授業目的公衆送信補償金制度～著作権法第35条関係～ 文化庁 2021(令和3)年4月

授業目的公衆送信補償金制度が何が変わったか(開始後)



対象別、設置者別の財政支援の状況

対象	補償金額	設置者	公費	私費
大学、短大、音大 (専攻科・専攻科)	720円	運営費交付金	地方財政協賛	私立大学等設置者負担
短期大学、国等(11-3) (専攻科・専攻科)	420円	運営費交付金	地方財政協賛	私立短期大学等設置者負担 +地方財政協賛
中学校	180円	運営費交付金	地方財政協賛	私立中学校等設置者負担 +地方財政協賛
小学校	120円	運営費交付金	地方財政協賛	私立小学校等設置者負担 +地方財政協賛
幼稚園	60円	運営費交付金	地方財政協賛	私立幼稚園等設置者負担 +地方財政協賛
特別支援学校等*	上記の半額	運営費交付金	地方財政協賛	私立特別支援学校等設置者負担 +地方財政協賛
専門学校、小規模学校 (専攻科・専攻科) 一般財団法人・NPO等 上記以外の専攻科・専攻科	専門課程200円 一般課程100円 一般課程50円	運営費交付金	地方財政協賛	地方財政協賛

* 補償対象となる特別支援学校等の設置者、専攻科・専攻科については、別途規定あり

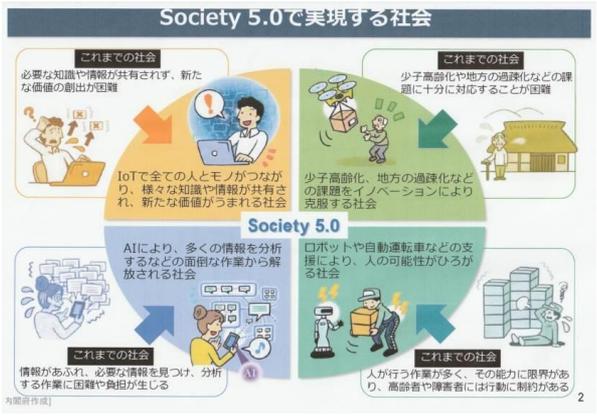
- 利用者は「複製」、「遠隔合同授業のための公衆送信」が無許諾・無償
- 「その他の公衆送信全て」は、無許諾・有償、2020年度は、**コロナ禍で無償先行実施**、2021年度からは**有償**、文化庁が認可する**補償金**を教育機関の設置者が**支払う必要**
- 1人あたり、大学720円、高校420円、中学校180円、小学校120円、幼稚園等60円、特別支援学校は半額
- 大学の公開講座・社会教育施設等は1授業あたり300円
- 運営費交付金等で**国が支援**

※ **一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会**の設置、授業目的での著作物等の公衆送信利用に関する補償金を收受

4 急激な社会の様相のさまざまな変容

4-1 「Society 5.0による人間中心の社会」 2016(平成28)年
Society 1.0 狩猟⇒Society 2.0 農耕⇒Society 3.0 工業
⇒Society 4.0 情報⇒**Society 5.0 新たな社会**

- ①IoTで人とモノがつながり**知識や情報が共有**され、**新たな価値**がうまれる社会
- ②**イノベーション**により克服する社会
- ③ AIにより、**面倒な作業**から解放される社会
- ④**ロボットや自動運転車**などの支援で、**人の可能性**がひろがる社会



4-2 第5世代移動通信システム(5G)への移行

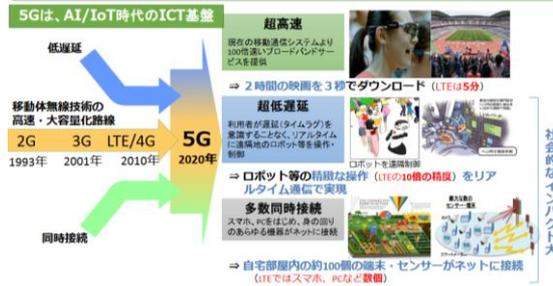
総務省 2015 (平成27)年

- 1 超高速 → ①最高伝送速度10Gbps
⇒2時間の映画を**3秒**で**ダウンロード**
- 2 超低遅延 → ②1ミリ(1/1,000)秒程度の遅延
⇒**リアルタイム**でロボットを**操作・制御**
- 3 多数同時接続 → ③100万台/km²の接続機器数
⇒**約100個**の**端末等**が**ネットに接続**

5Gは、AI/IoT時代のICT基盤を構築

2020年までに導入
5Gの人口カバー率:
95% (2023年度)

「Society 5.0」の**新たな社会の実現**



53

4-3 第6期科学技術・イノベーション基本計画

(2021~2025年度) 内閣府 2021(令和3)年3月

○我が国が目指す社会(Society5.0)

I 国民の**安全と安心**を確保する持続可能で強靱な社会

II 一人ひとりの**多様な幸せ**が実現できる社会

○ Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

I 国民の**安全と安心**を確保する**持続可能で強靱な社会**への変革

(1) **サイバー空間とフィジカル空間の融合**

(2) **地球規模課題の克服**

(3) **レジリエントで安全・安全な社会の構築**

(4) **イノベーション・エコシステムの形成**

(5) **スマートシティの展開**

(6) **研究開発・社会実装の推進と総合知の活用**

II **知のフロンティア**を開拓し価値創造の源泉となる**研究力**の強化

III 一人ひとりの**多様な幸せ**と課題への挑戦を実現する**教育・人材育成**

54

4-4 まち・ひと・しごと創生法 内閣府 2014(平成26)年11月

- ◎全ての地方自治体で**まち・ひと・しごと創生本部**の設置、「**地方版総合戦略**」「**地方人口ビジョン**」(平成27年度～31年度)を策定
- ◎第2期「**まち・ひと・しごと創生総合戦略**」(2020年度～2024年度)2019(令和元)年12月策定 ⇒2020(令和2)年12月改訂
- ⇒地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税(人材派遣型)、まち・ひと・しごと創生事業費、**新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金**、**地方創生テレワーク交付金**、**スーパーシティ構想**



- 目指す将来
- ①将来にわたって「**活力ある地域社会**」の実現 ⇒人口減少の緩和、人口減少に適応した地域づくり
- ②「**東京圏への一極集中**」の是正

55

4-5 地方創生2.0の「基本的な考え方」内閣府 2024(令和6)年

- 石破茂首相の施政方針:①「**楽しい日本**」とは、すべての人が安心と安全を感じ、自分の夢に挑戦し、「今日より明日はよくなる」と実感できる。多様な価値観を持つ一人一人が、互いに尊重し合い、自己実現を図っていける活力ある国家、②「**楽しい日本**」を実現するための政策の核心は、「**地方創生2.0**」⇒「**令和の日本列島改造**」へ推進
- 地方創生2.0を検討していく方向性(1.0との違い)
- ・人を大事に、楽しく働き暮らす地方、災害から取り残さない地方など
- 地方創生2.0の基本構想の5本柱
- ①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- ②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散
- ③付加価値創出型の新しい地方経済の創生
- ④デジタル・新技術の徹底活用
- ⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上
- 今後の対応について
- ・2025年夏には今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用、2025年1月～

56

4-6 デジタル田園都市国家構想基本方針

内閣官房 2020(令和4)年6月

○「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現
⇒地方から全国へとボトムアップの成長の推進



地方の社会課題解決

- ①地方に仕事をつくる
- ②人の流れをつくる
⇒サテライトオフィス等を地方公共団体1,000団体に設置
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④魅力的な地域をつくる

⇒GIGAスクール・遠隔教育(教育DX)

⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援

⇒デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)の策定(まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂)、2024年度までに実施

○マイナンバーカードの普及推進、利活用拡大:図書館カード

57

4-7 デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023年度～2027年度)

内閣官房 2020(令和4)年12月

○デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化

⇒「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す

○地方のデジタル実装KPI(重要業績評価指標)

①サテライトオフィス等を設置した地方公共団体

⇒1,000団体(2024年度)、1,200団体(2027年度)

②企業版ふるさと納税を活用したことのある地方公共団体

⇒1,500団体(2025年度)

③こども家庭センター設置市区町村

⇒全国展開(1,741市区町村)

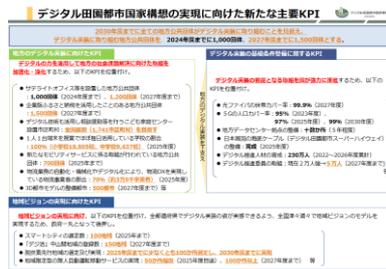
④1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校⇒100%(2025年度)

⑤3D都市モデル整備都市

⇒500都市(2027年度) 等

○デジタル実装の基礎条件整備KPI

・光ファイバー:99.9%(2027年度)、5G:99%(2030年度)、海底ケーブル:100% (2025年度)、デジタル推進委員:5万人%(2027年度)



58

4-8 令和6年版情報通信白書 総務省 2024(令和6)年

- 情報通信分野における市場の動向やデジタル活用の現状を概観し、情報通信政策の現在の取組、今後の方向性等を整理
 - ・令和6年能登半島地震における情報通信の状況
 - ・進化するデジタルテクノロジーとの共生
 - ⇒災害時の情報通信の確保、AI技術の発達と著作権の問題
 - ・インターネット利用率は86.2%、13歳～59歳は97%以上
 - 世帯年収400万円以上の各階層は89%以上
 - ・インターネットへの接続デバイスは、モバイル端末全体97.4%、スマートフォン90.6%、パソコン65.3%、タブレット型端末36.4%
 - ⇒収入によるインターネット利用の格差、スマホ社会の普及
- 課題:セキュリティーの問題、情報漏洩などのプライバシー侵害の問題、SNS等を悪用した犯罪やいじめの問題、デジタル・デバイス(情報格差)、コンピュータウイルス感染、架空請求や詐欺、違法・有害情報・真偽不明情報閲覧の問題等が多数
 - ⇒課題解決:法整備などでの対処の側面、一人ひとりの能力やモラルによる側面

59

4-9 知的財産戦略会議と知的財産推進計画

内閣官房 2002(平成14)年2月

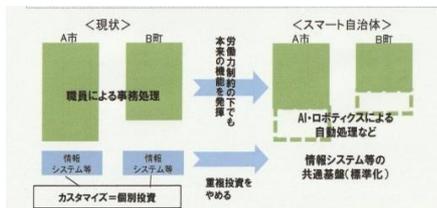
- 2002(平成14年)2月 知的財産戦略会議
- 2002(平成14年)12月 知的財産基本法
- 2003(平成15年)3月 知的財産戦略本部
- 策定している計画・ビジョン等
 - ・知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(2003年度)
 - ⇒知的財産推進計画(2004年度～2023年度)
 - ・知的財産戦略ビジョン
 - ・クールジャパン戦略
- 知的財産推進計画2020
 - ・図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化
 - ⇒権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応
 - ⇒著作権法第31条改正:図書館資料の送信サービスの実施、公立図書館での電子図書館導入を促進する可能性
- 知的財産推進計画2023
 - ・AI技術の進展と知的財産活動への影響、生成AIと著作権

60

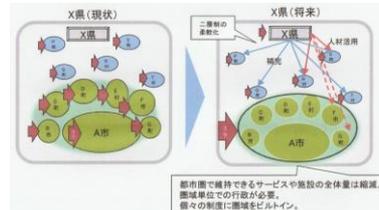
4-10 自治体戦略2040構想研究会報告 2018(平成30)年7月

○「日本の地域別将来推計人口」 国立社会保障・人口問題研究所

- ①総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少し、**2040年には1億1,092万人⇒2050年には1億0,469万人**
- ②出生率は、**2040年には74万人程度**になる見込
- ③高齢者人口(65歳以上)は**2042年に3,935万人**(高齢化率36.1%)でピークを迎える見込⇒**2050年に3,888万人**(高齢化率37.1%)
⇒人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか。**2040年頃を見据えた自治体行政の課題**



○スマート自治体への転換、行政の**標準化**、業務プロセス共通化、AI・RPAの活用



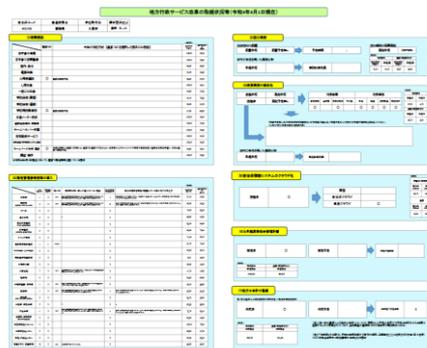
○**圏域マネジメント**と二層制の柔軟化
地方圏、都道府県の補完、遠隔地連携

4-11 地方行政サービス改革の取組状況の「見える化」 地方行政サービス改革の取組状況等

◎平成28年度以降、各団体の取組について、統一した様式で見える化を実施し、**毎年4月に公開** 【小郡市・2022(令和4)年4月1日現在】

◎公表の項目

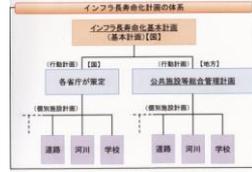
- (1)民間委託
- (2)指定管理者制度等の導入
- (3)窓口業務
- (4)庶務業務の集約化
- (5)自治体情報システムのクラウド化
- (6)公共施設総合管理計画
- (7)地方公会計の整備



◎図書館:過去に指定管理者を導入していたが、事務が煩雑になるほど、**本市の実情に合わなかった経緯がある。**

4-12 公共施設等総合管理計画の策定と公共施設等適正管理推進事業債 2017(平成29)年・2022(令和4)年改定

- 公共施設等総合管理計画を策定済の地方自治体は**99.9%**(令和3年3月31日現在)
- 公共施設等適正管理推進事業債(2022年度~2026年度):**個別施設計画等**に位置づけられた事業が対象、充当率90%

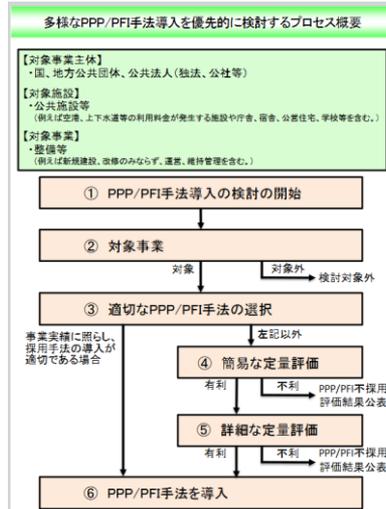


対象事業	充当率	設計段階
1 集約化・複合化事業 (事業期間 令和4年度~令和6年度) <ul style="list-style-type: none"> 【建築物(公共施設等)】 <ul style="list-style-type: none"> 国土強靱化等推進事業(集約化・複合化事業) 【建築物(アクトシティ等)】 【建築物(テナントビル等)】 【社会施設等】 (都市計画決定等後述する事業)	50%	
2 長寿命化事業 【国土】 (事業期間 令和4年度~令和6年度) <ul style="list-style-type: none"> 【公共用建築物】 施設の使用年数を法定耐用年数を超過して延長させる事業 【社会施設等】 所管者が必ず管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業) 道路、河川(河川施設(内河、外河、ダム(ダム施設、調整池)、灌漑施設、遊水池等)), 緑地公園施設、遊歩道、遊歩道施設、交通施設、山岳施設、林道、遊歩道施設、農業水利施設、農業・地すべり防止施設	90%	設計完了 0%
3 転用事業 (事業期間 令和4年度~令和6年度) <ul style="list-style-type: none"> ・転用のための事業 ・転用後の事業 		0%
4 立地適正化事業 (事業期間 令和4年度~令和6年度) <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視念に基づく事業 		
5 ユニバーサルデザインの事業 (事業期間 令和4年度~令和6年度) <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業 		
6 防災事業 【国土】 (事業期間 令和4年度~令和7年度) <ul style="list-style-type: none"> ・地震災害対策計画において、地方団体が重点的に取り組むこととされている事業 大規模な地震、噴火等に及ぼる被害の軽減、国土の保全・復興の推進、国土の強靱化の推進、国土の強靱化の推進、国土の強靱化の推進 		
7 施設事業 (事業期間 令和4年度~令和6年度) <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の施設を行う事業 		

- ①集約化・複合化
- ②長寿命化
- ③転用
- ④立地適正化
- ⑤ユニバーサルデザイン化
- ⑥脱炭素化
→省エネルギー改修
- ⑦除却

4-13 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針 内閣府・総務省 2015(平成27)年制定・2021(令和3)年改定

○国・地方公共団体は、①効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を推進、②新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現、③公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用
⇒多様な PPP/PFI 手法の拡大
○国と人口 10 万人以上の地方公共団体等では、優先的検討規程の制定と的確な運用の実現を通知
⇒策定・運用状況(令和5年3月)、国100%、都道府県100%、政令指定都市100%、人口20万人以上78%、人口10万人~20万人28%、人口10万人未満4%、全体14%(254/1,788団体)



4-14 経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～

閣議決定 2024(令和5)年6月

- 令和7年度予算は、本方針の中長期的な経済財政の枠組み
- 成長型の新たな経済ステージへの移行
- 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～
 - 1 「所得増加」及び「賃上げ定着」
 - 2 中堅・中小企業の活性化
 - 3 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応
 - 4 スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上
 - 5 地方創生及び地域における社会課題への対応
 - 6 幸せを実感できる包摂社会の実現
 - 7 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応
 - 8 防災・減災及び国土強靱化の推進
- 中長期的な「経済・財政新生計画」：少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさを実感できる持続可能な経済社会の実現

65

4-15 2025年度文部科学省予算案 2025(令和7)年

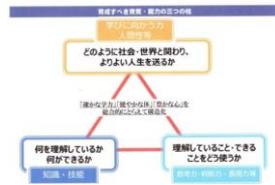
- 一般会計予算：5兆4029億円(645億円、1.2%増)
- 図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進
8,783千円(7,602千円)
- ①発達段階などに応じた読書活動推進事業
- ②学校図書館図書への購入促進事業
- 司書教諭養成講習
22,337千円
- 「子ども読書の日」の理解推進 5,271千円
- 読書活動の推進等に関する調査研究 8,159千円
- 図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業 40,677千円
- 【令和6年度補正予算】

The screenshot shows a detailed budget breakdown for the 'Promotion of Reading Activities Using Libraries and School Libraries' (読書活動総合推進事業). It lists various sub-projects with their respective budgets in thousands of yen. Key items include: 'Promotion of Understanding of Children's Reading Day' (5,271千円), 'Promotion of Reading Activities' (8,159千円), 'Promotion of Book Purchases for School Libraries' (40,677千円), and 'Promotion of Reading Activities Using Libraries and School Libraries' (8,783千円). The total budget for this section is 58,987千円. The document also includes a table comparing the current budget with the previous year's and the revised budget for FY2024.

66

5 ちょっと気になる教育と読書のもろもろ

5-1 主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)の導入 2018(平成30)年



育成すべき資質・能力の三つの柱

○学びに向かう力 人間性等

○知識・技能

○思考力・判断力・表現力等

○何ができるようになるか →

○何を学ぶか

→ 新しい時代に対応した資質・能力

○どのように学ぶか

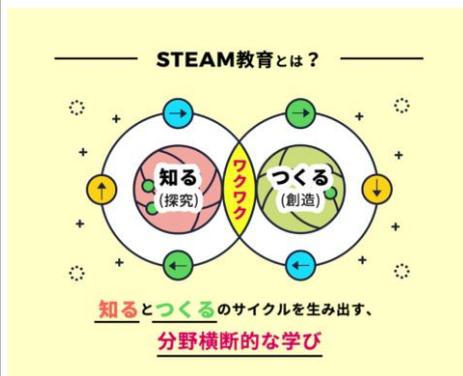
→ 主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)

※令和2年度に小学校、令和3年度に中学校、令和4年度に高等学校で学習指導要領改訂と授業内容の変更⇒探究的な学習

67

5-2 STEAM教育 2000年代に米国で始まった教育モデル

○科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、アート(Art)、数学(Mathematics)の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念



文科省の探究的な学習、課題解決型学習とは似て非なるもの



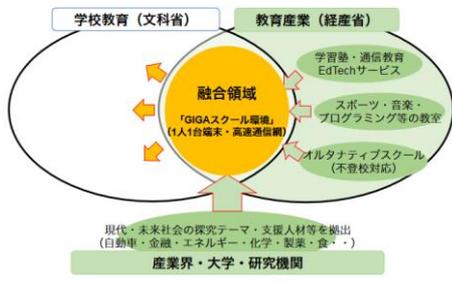
STEAMは教材を問わない、世界共通の教育メソッド

68

5-3 「未来の教室」プロジェクト
 —学びと社会の連携促進事業—
 経済産業省 2018年度～2024年度



○何らかの価値を生み出す力を身につけるための、「誰一人取り残さず・留め置かない」学習機会の創出⇒「学びの個別最適化+STEAM化」、「未来の教室」実証事業(2023年度は10億円)



中高での「学びのSTEAM化」



文科省と、経産省・産業界のライアンスにより、**学習指導要領**が示した「理想」を「カタチ」に。

成果は「STEAMライブラリー」と「EdTechライブラリー」で紹介

5-4 「SDGs」をめざす持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進
 2018(平成30)年

○「SDGs」は、2015年9月に国連サミットで採択。
 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、**2030年**を年限とする**17の国際目標**

「SDGs」で示している17の国際目標



「ESD」の基本的な考え方



○改訂学習指導要領、第3期教育振興基本計画で「ESD」を明記

5-5 第6次「学校図書館図書整備5か年計画」

2022(令和4)年1月



- 図書を選定基準・廃棄基準を策定している学校ほど、図書購入冊数が多い
- 学校司書が配置されている学校ほど、上記の数字が高い

○地方交付税措置

(平成29年度～令和3年度)	⇒	(令和4年度～令和8年度)
・図書購入費 220億円 (増加分65億円、更新分155億円)		199億円 (増加分39億円、更新分160億円)
・新聞 小学校1紙、中学校2紙、 高等学校4紙 30億円		小学校2紙、中学校3紙、 高等学校5紙 38億円
・学校司書配置 1.5校1人で105万円 220億円		1.3校1人で105万円 243億円

71

5-6 学校図書館の整備充実について(通知)

文部科学省 2016(平成28)年11月



- 1 「学校図書館ガイドライン」について
- 2 教育委員会等における取組
 - (1)学校図書館の充実に向けた施策の推進
 - (2)司書教諭配置の徹底
 - (3)学校司書の配置やその支援の継続
 - (4)司書教諭や学校司書を対象とした研修の実施
- 3 学校における取組

◎「学校図書館ガイドライン」は、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、**学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したもの**

(1) 学校図書館の目的・機能

- ・学校教育において欠くことのできない**基礎的な設備**
- ・①読書センター、②学習センター、③情報センターとしての機能

72

(2) 学校図書館の運営

- ・校長は、**学校図書館の館長**、学校図書館全体計画を策定、教育委員会が校長を学校図書館の館長に指名
- ・**学校図書館支援センター**とも密接に連携、支援

(4) 学校図書館に携わる教職員等

- ・**学校図書館の運営に関わる主な教職員**には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員(教諭等)、**学校司書**等
- ・**司書教諭と学校司書が協働して学校図書館の運営**
- ・**学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進める**
 - ⇒1児童生徒や教員に対する「**間接的支援**」
 - 2児童生徒や教員に対する「**直接的支援**」
 - 3教育目標を達成するための「**教育指導への支援**」
- ・**学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たる**

73

5-7 「心の居場所」としての学校図書館 「学校司書を考える」

西日本新聞 2020年1月19日

学校司書を考える 図書館の「心の支え」なぜ消えた



悩む生徒…図書館司書に「命を救われた」 不要論へ憤りも



○生徒にとっては**自分も「一人の先生」**。必要に応じて**注意し、悩みに耳を傾ける姿勢**の大切さに気付いた。
○新たな校長は、Aさんの行動を受け入れず、**本来業務のみに戻そうと手を打った。**

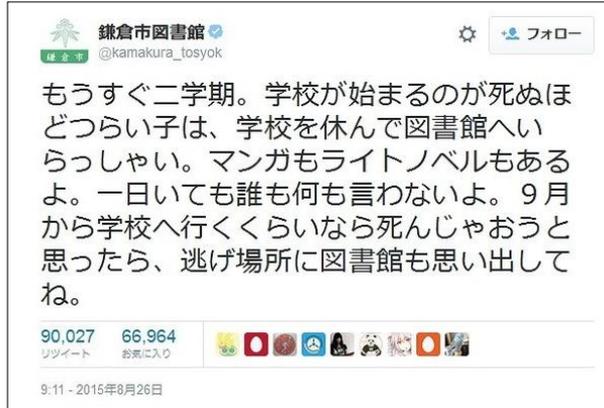
○話**に耳を傾け、寄り添ってくれる司書**がいる図書館は、**生きづらさを感じる子の切実なよりどころ**となっている。
○校長には「それは**司書の業務ではない**」と注意され、生徒の図書館利用も制限された。

74

5-8 鎌倉市図書館の子どもたちへの呼びかけ

・2015年8月26日のツイッター:学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、学校を休んで図書館へいらっしやい
⇒9月1日は18歳以下の自殺が最も多い日

・子どもの自殺を課題と捉え、**図書館でできることを実行**
⇒学校任せにしない
・**今後の図書館の在り方**を考える上できわめて重要な問題提起



75

5-9 小郡市立図書館の学校への支援の概要

小郡市学校図書館支援センターの業務

「小郡市学校図書館支援センター」は、学校図書館に関する専門的な知識を持つ職員 2 名で運営しています。

主な業務内容

- ・関係機関（教務課・学校・市立図書館等）の連携への支援
- ・関係機関との合同会議の運営
- ・研修活動
 - <年 1 回> 先進図書館視察の企画運営
 - <月 1 回> 学校司書スキルアップの勉強会支援
- ・学校図書館運営や図書館事務、環境の整備向上への支援
- ・学校図書館に関わる日常的な相談業務
- ・学校の要請に応じた支援業務、参考資料の提供
- ・調べ学習等の学習参考図書リストの作成と提供
- ・市立図書館の学校への行事（POP 講座等）の支援
- ・図書館見学の対応
- ・ホームページの運営

小郡市学校図書館支援センター（小郡市立図書館内）

福岡県小郡市大板井 136-1 TEL 0942-72-4319

ホームページアドレス <http://www.library-ogori.jp/center>

小郡市の図書館ネットワーク

ご存知ですか？

～公共図書館と学校図書館の「人」「物流（本）」「情報」～

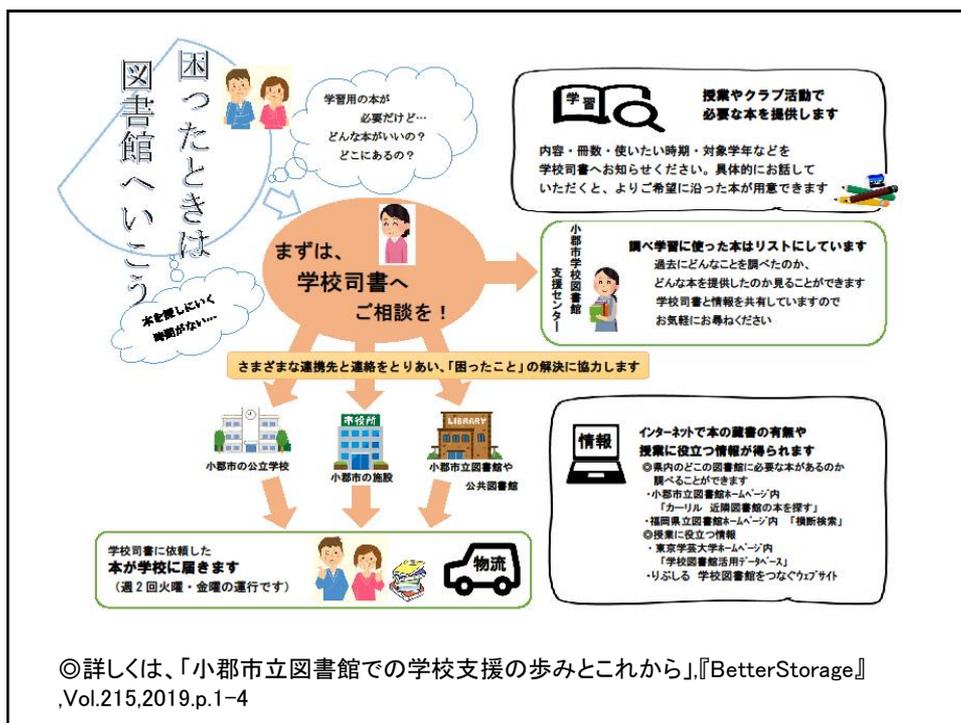


お役立てください！

あなたの身近な図書館

先生方のたくさんの利用が、学校図書館の充実につながり

76



77

5-10 NHK総合「AIに聞いてみた どうすんのよ!? ニッポン」NHK総合 2018 (平成30)年10月13日(土) 午後9時

AIに聞いてみた どうすんのよ!? ニッポン

第3回 健康寿命

「社会問題解決型AI」(AIひろし)

- ・65歳以上のべ41万人の生活習慣や行動に関するアンケート
- ・約5000万本の学術論文
- ・ニュース原稿約250万本
- ・数十万人の個人パネルデータ

健康寿命をのばす要因 「老後も元気な人の秘密」

- 1 「本や雑誌を読む」
- 2 「ひとり暮らし」
- 3 「地域の治安を良くする」

78

5-11 「スマホ脳」 アンデシュ・ハンセン著

2020(令和2)年11月



○人間は現代社会に適応するように進化していない

⇒今でも脳は**狩猟採集民時代**の反応

○スマホは最新の**ドラッグ**

⇒ドーパミンの増幅

○スマホは**集中の邪魔**

⇒マルチタスクと作業記憶の限界、長期記憶を作るのは集中、持っているだけでも影響、スマホ追放で成績UP

○スマホが**うつ**になる危険性を高める

○スクリーンのブルーライトは**睡眠**を妨害

⇒長期記憶を固定化させるのが睡眠

○SNSを使うほど**孤独**に、**自信喪失**に

⇒思春期の女子に多い

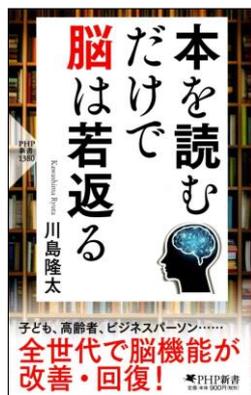
○**運動**がストレス予防、集中力をアップ



79

5-12 「本は読むだけで脳は若返る」川島隆太著

2023(令和5)年12月



○脳が**活性化**する最良の方法は「**読書**」「**音読**」

○スマホ・タブレットを頻繁に使う子どもの**学力**

は低下し、**脳の発達**が遅れるという調査結果

⇒「**読書**」「**本を読むこと**」こそが脳を活性化

⇒本好きの子どもの学力は明らかに高い

○**読書**は**脳の全身運動**

⇒読書で発想力が鍛えられる。本の中身や種類は関係ない。

○音読で脳機能が向上

⇒音読で脳をトレーニングできる

⇒**認知症の症状**が改善した

○読み聞かせは親子の「**こころの脳**」を活性化【1回10分、週3日】

○**学習アプリ**でも利用時間が長いほど**成績**が**低下**しやすい

⇒リスクを知った上で、子どもたちが自らルールを作る教育が必要

○**スマホを捨てて、本を読もう!**

80

5-13 「本の読み方で学力が決まる」川島隆太監修
松崎泰・榎浩平著 2018(平成30)年9月

○脳と読書、脳と「読み聞かせ」の重大関係



○平成22年度から東北大学が仙台市の小中学生約7万人を対象に「標準学力調査」に合わせて、子どもたちの生活習慣、学習意欲、学習習慣、家族とのコミュニケーションなどを調査

○「読書離れ」は、小学校から中学校への進学時

○「勉強・睡眠・読書時間」の最適な組み合わせ

⇒小学生では、勉強「30分～1時間」、睡眠「8時間以上」、読書時間「1時間以上」の場合

○読書が言語能力に関する脳の神経回路を発達・成長

○読み聞かせ時間の多さは、言葉の数(語彙)や文字の読み書きの成績のよさと一定の関連

○読み聞かせは親子のコミュニケーションに有用⇒①母親のストレスが減少、②子どもの言葉の力の伸長、③子どもの問題行動の減少

81

5-14 「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」
三宅香帆著 2024(令和6)年4月



○本が読めなくなったから、会社をやめた
⇒どうすれば労働と読書が両立する社会が
つくれるのか

○労働と読書の歴史を紐解き、日本人の「仕事と読書」のあり方の変遷を辿る

○明治時代:労働を煽る啓発書が誕生

○大正時代:「教養」が隔てたサラリーマン階級と労働者階級

○昭和戦前:円本ブームと積読

○1950年～1970年:「教養」をめぐる階級差、
司馬遼太郎の文庫本を読むサラリーマン

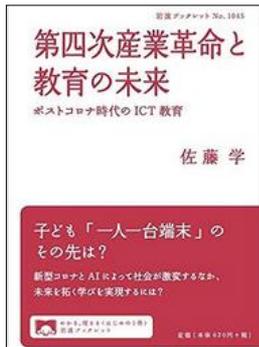
○1980年～1990年:経済の時代への転換点、読書は労働のノイズ

○2000年～2010年:情報(知りたいこと)+ノイズ=知識、自分に関係ない情報はノイズ、全身全霊で働く社会から半身で働く社会へ

○働きながら本を読むコツ:iPad、読書カフェ、書店、読書アカウント

82

5-15 第四次産業革命と教育の未来-ポストコロナ時代のICT教育 佐藤学著 2021(令和3)年4月



○本書の目的

①新型コロナ・パンデミック、第四次産業革命、グローバル化のもとで、世界と日本の**教育がどのような変化**を遂げているのかを明らかにする。

②第四次産業革命が**公教育に及ぼしている影響**を明らかにする。

③第四次産業革命に対応した**教育と学びのあり方**を探究する。

⇒未来の学校と教室のあり方を模索する道筋を提示する。

○新型コロナ・ポストコロナ時代の教育でのキーワードは、「**平等公正な教育**」と「**学びの再革命**」

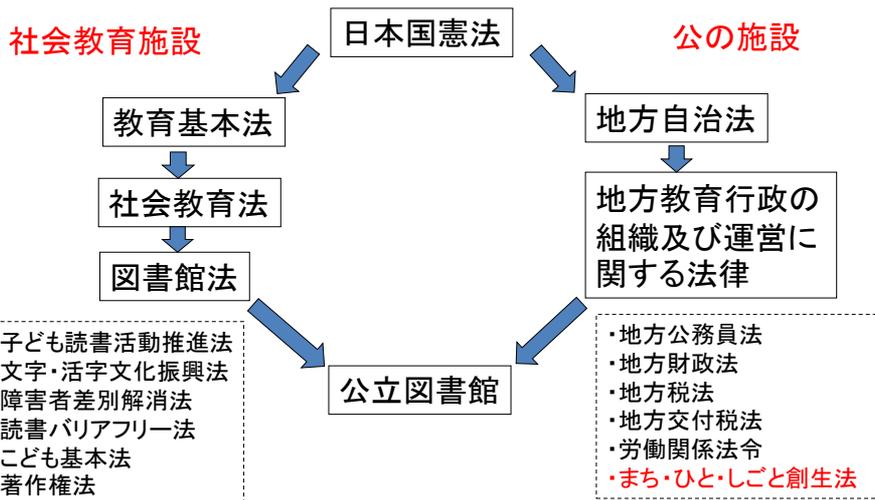
○第四次産業革命と新型コロナ・ポストコロナ時代に必要な学びは「**学びのイノベーション**」、**創造性、探究、協同**がキーワード

83

6 まとめ

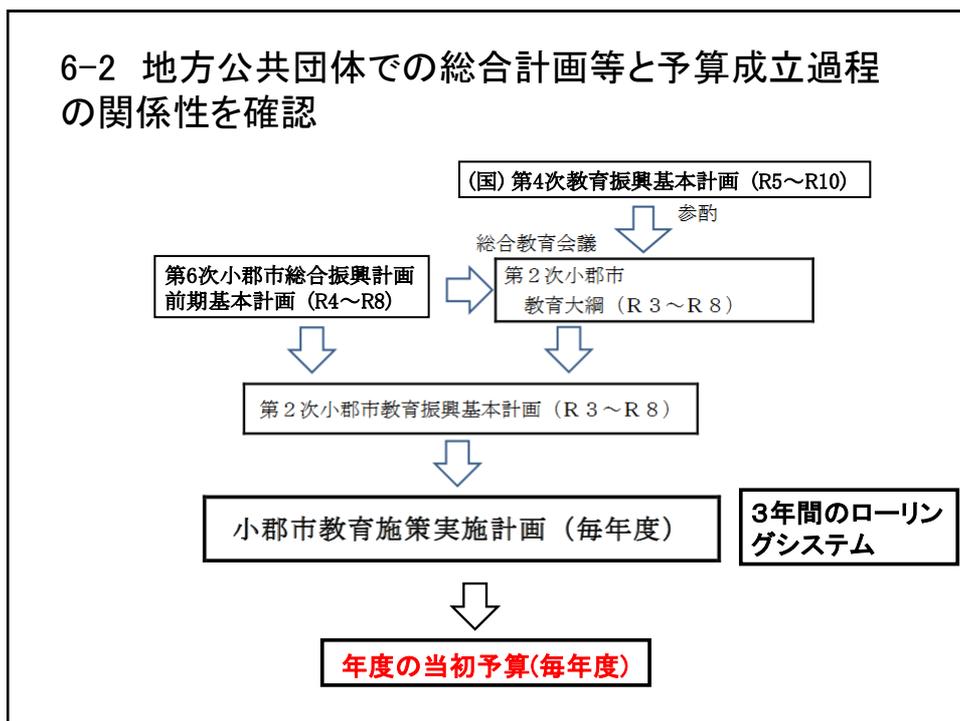
6-1 公立図書館の二重構造的法体系を確認

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義



84

6-2 地方公共団体での総合計画等と予算成立過程の関係性を確認



85

6-3 「これからの図書館」で押さえておくべきポイント

- ①地域の教育、文化、社会的包摂、情報の活力であり、平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関としての図書館
 - ⇒教育の機会均等を保障し、貧困が生み出す格差社会の解消
 - ⇒学校教育では読書環境を充実させることで「生きる力」を支援
 - ⇒社会教育では地域・団体・個人の課題解決に寄与することで「生き抜く力」を支援
- ②すべての人たちの読書を支える図書館
 - ⇒読書バリアフリー法の実践
 - ⇒アクティブシニアの活動支援、共生社会実現に向けた活動
 - ⇒資料のデジタル化の促進、電子図書館の複合的活用
- ③「Society 5.0」、「SDGs」、「子育て」等の実現を支える図書館
 - ⇒世界や国の政策を注視して、図書館行政に反映・活用
 - ⇒首長・議会・住民等への政策提言・決定関与と施策の実行

86

ご清聴いただき ありがとうございます。

○連絡先:福岡女子短期大学 文化教養学科

〒818-0193 福岡県太宰府市五条
四丁目16番1号

TEL: (092)922-4034(代表)、
(092)922-6313(ダイヤルイン番号)

E-mail: nagatosi@fukuoka-wjc.ac.jp

E-mail: kazunori619@yahoo.co.jp

